

上富良野町 農業委員会だより

創刊号
平成24年4月発行

農業委員会だより創刊にあたり



上富良野町農業委員会
会長 中瀬 実

昨年、七月農業委員の改選が行われ、上富良野町に於いても無投票でございましたが、九人の選挙委員と町議会一名、土地改良区一名、共済組合一名、農業協同組合一名の各種団体推薦委員四名による一三名の農業委員が任期を務めさせていただきます。農業者の皆様、関係機関の皆様どうか宜しくお願いいたします。

平成二三年七月 第一回農業委員会総会において、委員皆さまの推挙を賜り会長に就任させていただきました。様々な課題の多い中、微力ながら一二名の委員の方々と一致協力し頑張りたいと思っております。まず、農業委員会活動にご理解とご協力をお願いいたします。

今回、農業委員会農政推進委員会が中心となり「上富良野町農業委員会だより」を発行する運びとなりました。年一回一二月が定期発行ということで、臨時に一回程度発行を予定しております。農業委員会からの情報提供として、ご覧いただければ幸いです。

農地に関する相談、年金など分からないことがありましたら、遠慮せず、農業委員会事務局にお尋ねください。

今年も、農作業が始まりましたが、今年こそ気象災害のない良い出来秋が迎えられますことと農作業事故のない一年でありますように、ご祈念申し上げます。

農地の転用許可申請手続きを必ずしましょう。

このようなときは、農地法第4条又は第5条の転用許可が必要です。

- 1 転用手続きには、2種類があります。
 - ①第4条の転用許可：自己のために農地の転用をする。（所有権・貸借権を有する場合）
 - ②第5条の転用許可：権利移動を伴う農地の転用をする。（所有権移転・貸借権設定をする場合）
- 2 転用許可を受けずに、住宅などを建設すると現状回復措置と罰金等が課せられます。
 - ・3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は、1億円以下の罰金）
- 3 農地区分や目的により、転用が許可されないことがあります。
 - ・農用地区域内農地・10ha以上の集団農地は、農業用施設以外の転用は原則認められません。
- 4 農地の転用が、原則転用は許可されます。
 - ・上水道と下水道が整備された区域内の農地は、原則転用が許可されます。
 - ・農地造成に伴う土砂採取など農地への原状回復が確実な場合は、一時転用が許可されます。
- 5 農地を次のように転用するときは、必ず事前に農業委員会に問い合わせください。
農地転用とは、農地を農地外に使用することで、農家の人も転用手続きが必要です。
 - ①農業用施設建設をするとき
農家の住宅、農業用倉庫、農業機械格納庫、豚舎、牛舎、家畜飼料倉庫、農産物直売所、農地内通路舗装など
 - ②農業用以外の施設建設・植林をするとき
農家以外の住宅・店舗・レストラン・倉庫などの建設、カラマツ等の植林、駐車場整備など

農作業中には安全に注意しましょう！！

今年は、雪解けも遅くなり、農作業も遅れていますが、トラクターの整備や点検を十分に行い事故が起きないように十分に注意しましょう。

わずかに1秒の注意不足が、一生の遅れになるかもしれません。作業の前には、深呼吸をしましょう。

～上富良野消防署から農作業中の注意事項です。～

***死亡原因のトップは、トラクターの転倒・転落による事故です。！！**

***4つの心掛けで安全な農作業をしましょう。！！**

- ①機械の取扱説明書は、あらためて読みましょう。
- ②始業点検は、必ず行いましょう。
- ③機械の点検や調整は、必ずエンジンを止めて行いましょう。
- ④作業の終盤は、集中力が欠けてきます。最後まで、緊張感をもって作業しましょう。

***一酸化炭素中毒事故に注意しましょう。！！**

倉庫やビニールハウス内で発電機・暖房機を使用するときは、常に換気をしましょう。

***あなたの服装は大丈夫ですか。？ けがの原因のトップは、挟まれ・巻き込まれ事故です。！！**

手ぬぐいやスカーフの巻き込み、携帯電話のストラップ・落下など、事故の原因になります。

編集後記

今年の冬は気温の低い日が続き、4月にはいっても気温が上がらず雪解けが待ち遠しい日々が続きました。ようやく春らしい気候になりましたが、農家の皆さんや、農業関係者の皆さんも農作業の遅れを心配されているのではないのでしょうか。これから、豊かな出来秋を期待して農作物の生育を見守りたいと思います。

また、TPP(環太平洋経済連携協定)交渉参加に向けて協議が進められています。、農家をはじめ日本人の生活が、大きく変わることになりますのでみんなで考え、声を出していきたいと考えています。

今年から、農業委員会の活動を紹介するため「農業委員会だより」を発行することにいたしました。

不慣れな紙面づくりですが、農家の皆さんに愛読していただければ幸いです。

上富良野町農業委員会 農政推進委員会


編集・発行 上富良野町農業委員会

〒071-0596 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号 上富良野町役場内

Tel 0167-45-6984 fax 0167-45-5362 <http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp>

地域の農業委員です

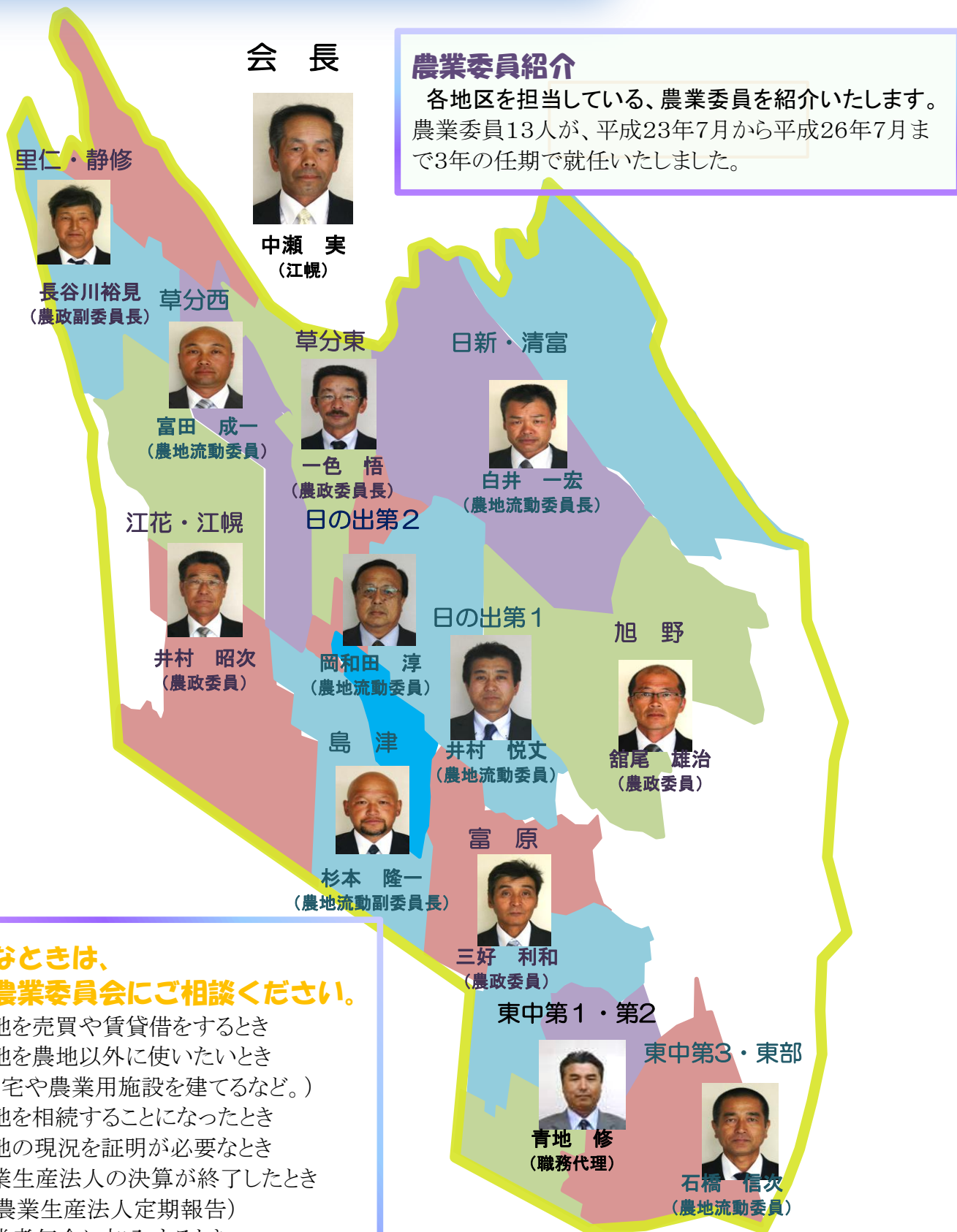
会長



中瀬 実
(江幌)

農業委員紹介

各地区を担当している、農業委員を紹介いたします。農業委員13人が、平成23年7月から平成26年7月まで3年の任期で就任いたしました。



里仁・静修
長谷川裕見 (農政副委員長)

草分西
富田 成一 (農地流動委員)

草分東
一色 悟 (農政委員長)

日新・清富
白井 一宏 (農地流動委員長)

江花・江幌
井村 昭次 (農政委員)

日の出第2
岡和田 淳 (農地流動委員)

日の出第1
井村 悦丈 (農地流動委員)

旭野
舘尾 雄治 (農政委員)

島津
杉本 隆一 (農地流動副委員長)

富原
三好 利和 (農政委員)

東中第1・第2
青地 修 (職務代理)

東中第3・東部
石橋 信次 (農地流動委員)

こんなときは、 農業委員会にご相談ください。

- 1 農地を売買や賃貸借をするとき
- 2 農地を農地以外に使いたいとき
(住宅や農業用施設を建てるなど。)
- 3 農地を相続することになったとき
- 4 土地の現況を証明が必要なとき
- 5 農業生産法人の決算が終了したとき
(農業生産法人定期報告)
- 6 農業者年金に加入するとき
- 7 農業者年金の現況届を提出するとき
- 8 農業者年金の受給手続きをするとき
- 9 農業者年金受給者が亡くなったとき
- 10 家族経営協定を結ぶとき

農業委員会に届け出や申請が必要です。

農地の下限面積は、2haです。

上富良野町内で、新規に就農される方は2ha以上の農地が必要ですので、売買又は貸借で権利を取得してください。ただし、ハウス栽培など施設型農業の場合はご相談ください。

平成24年度 上富良野町農業施策に関する建議 (概要)

農業委員会では、基幹産業として農業を支え発展させ生産基盤整備の促進と農業施策を迅速に進めるため、「農業委員会等に関する法律第6条第3項」にもとづいて、建議書を平成23年12月9日に次のとおり、向山町長に提出いたしました。

- 1 TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)について
広範な分野にわたるTPPへの参加反対行動をされたい。
- 2 安定し持続した農業経営基盤整備について
 - ① 圃場整備を進め、安定した農業経営基本となる農地の整備対策を講じられたい。
 - ② 有害鳥獣による、農作物被害の減少を図るため防護柵の設置や駆除対策の充実を図られたい。
 - ③ 高効率な共同防除機械による、防除効果の向上、省力化、効率化、共同防除を担う人材と組織の育成策を講じられたい。
- 3 快適な農村環境整備について
 - ① 農作物の搬送等に振動による積載物に支障があることから、道路の段差の解消対策を講じられたい。
 - ② 農業情報はもとより、国際的な情報通信が迅速に可能となる、高速通信網化を進められたい。
- 4 担い手育成・確保と支援対策
 - ① 農業後継者確保に向けた支援の拡大と農業経営形態の改善対策を講じられたい。
また、担い手に農地が有効に集積され、限られた農地の利用が促進されるように取組をされたい。
 - ② 農業に関する知恵と技術を伝承し、後継者が風土に適した農業に取り組める体系を構築されたい。
- 5 農業関係団体等との連携による農業者支援の強化について
 - ① 農業に関係する各機関が、日常的に協調した取り組みを行うことができる体制を構築されたい。
- 6 農業委員会の充実
 - ① 農業委員定数の堅持と研修機会の確保など活動の充実ため、必要な予算措置を講じられたい。
 - ② 農業委員会事務の適正かつ円滑な執行のため、職員の配置と事務局体制の強化を講じられたい。

上富良野町の農地賃貸借情報

平成23年度に締結された、農地賃貸借料の平均は次のとおりです。
(10aあたり単価の合計を件数で除した数値を平均としています。)

平成23年度 農地賃貸借料平均額 田 4,849円 畑 3,239円

農業者年金のお知らせ

- 1 農業者年金は、農業に従事する次の方が加入できます。
 - ・60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方
 - ・配偶者や後継者など家族農業従事者の方
 - ・認定農業者など、国から保険料に補助を受けるなど加入特典があります。
- 2 農業者年金を受け取るには、旧年金と新年金それぞれ手続きが必要です。
 - ・農業者老齢年金は、65歳になると受けとることができます。
 - ・経営移譲の場合は、加算年金が受けられます。
 - ・新年金は、60歳から受け取ることもできます。
- 3 農業者年金の手続きの詳細は、農業委員会事務局にお問い合わせください。